

 北九州市公報	発 行 所 北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所
--	--

目 次

◇ 告 示 ページ

○ 道路の区域変更【都市整備局道路部管理課】	2
○ 道路の供用開始【都市整備局道路部管理課】	3
○ 道路の区域変更【都市整備局道路部管理課】	4
○ 道路の供用開始【都市整備局道路部管理課】	6
○ 道路の区域決定【都市整備局道路部管理課】	7
○ 道路の区域変更【都市整備局道路部管理課】	10
○ 道路の供用開始【都市整備局道路部管理課】	18

◇ 公 告

○ 委託契約に係る一般競争入札の公告【会計室】	22
○ 賃貸借契約に係る一般競争入札の公告（2件）【都市整備局住宅部住宅管理課】	25

◇ 交 通 局

○ 北九州市交通局旅費規程の一部を改正する規程【交通局総務経営課】	31
-----------------------------------	----

北九州市告示第27号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和8年2月9日

北九州市長 武内和久

1 道路の種類 国道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
322	322号	前	北九州市小倉北区片野四丁目196番地先から 北九州市小倉南区大字呼野34番1地先まで	6.7 ～ 65.6	26,138.2
		後	北九州市小倉北区片野四丁目196番地先から 北九州市小倉南区大字呼野34番1地先まで	6.7 ～ 65.6	26,137.7

北九州市告示第28号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり令和8年2月9日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和8年2月9日

北九州市長 武内和久

1 道路の種類 国道

2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
322	322号	北九州市小倉北区片野四丁目196番地先から 北九州市小倉南区大字呼野34番1地先まで

北九州市告示第29号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和8年2月9日

北九州市長 武内和久

1 道路の種類 県道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
63	長行田町線	前	北九州市小倉南区長行東二丁目121番5地先から北九州市小倉北区大門一丁目363番2地先まで	6.8 ～ 51.1	10,371.4
		後	北九州市小倉南区長行東二丁目121番5地先から北九州市小倉北区大門一丁目363番2地先まで	6.8 ～ 51.1	10,370.9
281	下上津役折尾線	前	北九州市八幡西区大平一丁目228番9地先から北九州市八幡西区光明一丁目1767番1地先まで	5.6 ～ 22.7	5,953.0
		後	北九州市八幡西区大平一丁目228番9地先から北九州市八幡西区光明一丁目1767番1地先まで	5.6 ～ 22.7	5,953.3
271	下到津戸畠線	前	北九州市小倉北区下到津四丁目67番地先から北九州市戸畠区旭町164番地先まで	17.0 ～ 51.6	4,104.1

	後	北九州市小倉北区下到津四 丁目 6 7 番地先から 北九州市戸畠区旭町 1 6 4 番地先まで	17. 0 ～ 51. 6	4, 104. 2
--	---	--	---------------------	-----------

北九州市告示第30号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり令和8年2月9日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和8年2月9日

北九州市長 武内和久

1 道路の種類 県道

2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
63	長行田町線	北九州市小倉南区長行東二丁目121番5地先から 北九州市小倉北区大門一丁目363番2地先まで
281	下上津役折尾線	北九州市八幡西区大平一丁目228番9地先から 北九州市八幡西区光明一丁目1767番1地先まで
271	下到津戸畠線	北九州市小倉北区下到津四丁目67番地先から 北九州市戸畠区旭町164番地先まで

北九州市告示第31号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和8年2月9日

北九州市長 武内和久

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	区域決定の区間	幅員 (m)	延長 (m)
3348	南丘3 1号線	小倉北区南丘一丁目7番地先 から 小倉北区南丘一丁目6番1地 先まで	5.7 ～ 6.3	43.3
3410	白萩町 5号線	小倉北区白萩町1番23地先 から 小倉北区白萩町1番17地先 まで	6.0	100.7
2950	長尾1 3号線	小倉南区長尾四丁目2604 番8地先から 小倉南区長尾四丁目2603 番3地先まで	5.9 ～ 6.1	91.2
3739	富士見 5号線	小倉南区富士見一丁目810 番13地先から 小倉南区富士見二丁目561 番2地先まで	9.6 ～ 11.9	130.6
6351	長尾6 0号線	小倉南区長尾四丁目2602 番10地先から 小倉南区長尾四丁目2602 番7地先まで	6.0	45.8
6356	高野2	小倉南区高野四丁目1486	6.0	44.1

	8号線	番13地先から 小倉南区高野四丁目1486 番9地先まで		
6357	津田70号線	小倉南区津田四丁目563番 1地先から 小倉南区津田四丁目563番 10地先まで	5.0	39.8
6414	高野29号線	小倉南区高野二丁目1091 番7地先から 小倉南区高野二丁目1091 番22地先まで	3.6 ～ 4.6	90.2
7034	則松205号線	八幡西区則松一丁目1791 番6地先から 八幡西区則松一丁目1791 番12地先まで	3.9 ～ 4.0	56.9
7090	楠橋東3号線	八幡西区楠橋東二丁目967 番6地先から 八幡西区楠橋東二丁目967 番4地先まで	6.0	51.8
7094	町上津役西53号線	八幡西区町上津役西四丁目2 015番2地先から 八幡西区町上津役西四丁目2 005番28地先まで	6.0	68.6
7095	町上津役西54号線	八幡西区町上津役西四丁目2 005番19地先から 八幡西区町上津役西四丁目2 005番23地先まで	6.0	26.2
7111	町上津役西55号線	八幡西区町上津役西三丁目1 755番1地先から 八幡西区町上津役西三丁目1 758番2地先まで	6.0 ～ 6.2	73.4
7148	木屋瀬	八幡西区木屋瀬五丁目118	5.0	93.8

1 1 1	番 4 地先から 八幡西区木屋瀬五丁目 1 0 7 番 1 地先まで	~	7. 1
-------	--	---	------

北九州市告示第32号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和8年2月9日

北九州市長 武内和久

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
2563	原町別院2号線	前	門司区原町別院14番1地先から 門司区原町別院13番4地先まで	6.0	91.7
		後	門司区原町別院14番1地先から 門司区原町別院13番4地先まで	6.0 ～ 6.1	92.5
2571	原町別院10号線	前	門司区原町別院12番23地先から 門司区原町別院15番12地先まで	5.9 ～ 6.2	149.9
		後	門司区原町別院12番23地先から 門司区原町別院15番19地先まで	5.8 ～ 7.5	149.8
2573	原町別院12号線	前	門司区原町別院13番1地先から 門司区原町別院12番24地先まで	6.0 ～ 6.1	94.4

		後	門司区原町別院13番1地 先から 門司区原町別院12番24 地先まで	6.0 ～ 6.3	95.7
742	高峰町 板櫃町 1号線	前	小倉北区高峰町11番1地 先から 小倉北区板櫃町31番13 地先まで	9.6 ～ 9.9	972.7
		後	小倉北区高峰町11番1地 先から 小倉北区板櫃町31番13 地先まで	9.6 ～ 10.0	972.7
743	緑ヶ丘 井堀1 号線	前	小倉北区緑ヶ丘一丁目24 05番2地先から 小倉北区井堀二丁目11番 29地先まで	7.8 ～ 10.2	1,203.4
		後	小倉北区緑ヶ丘一丁目24 05番2地先から 小倉北区井堀二丁目11番 29地先まで	7.8 ～ 10.7	1,203.8
2421	高峰町 4号線	前	小倉北区高峰町2番19地 先から 小倉北区高峰町21番7地 先まで	5.6 ～ 6.0	402.7
		後	小倉北区高峰町2番19地 先から 小倉北区高峰町21番7地 先まで	5.6 ～ 6.0	402.7
2861	南丘6 号線	前	小倉北区南丘一丁目3番1 地先から 小倉北区今町三丁目130 番1地先まで	1.0 ～ 8.4	462.7

		後	小倉北区南丘一丁目3番1 地先から 小倉北区今町三丁目130 番1地先まで	1.0 ～ 8.4	461.0
7 5 6	下南方 高野1 号線	前	小倉南区下南方一丁目51 9番15地先から 小倉南区高野五丁目137 0番1地先まで	2.7 ～ 13.2	1,315.4
		後	小倉南区下南方一丁目51 9番15地先から 小倉南区高野五丁目137 0番1地先まで	2.7 ～ 12.9	1,314.6
7 8 8	津田田 原1号 線	前	小倉南区津田三丁目772 番2地先から 小倉南区田原四丁目841 番1地先まで	3.5 ～ 10.1	1,493.4
		後	小倉南区津田三丁目772 番2地先から 小倉南区田原四丁目841 番1地先まで	3.5 ～ 10.1	1,493.1
1 1 8 2	長行西 6号線	前	小倉南区長尾四丁目101 0番2地先から 小倉南区長行西一丁目26 07番4地先まで	4.8 ～ 8.9	303.7
		後	小倉南区長尾四丁目101 0番2地先から 小倉南区長行西一丁目26 07番4地先まで	4.8 ～ 8.9	303.9
2 7 2 3	津田2 号線	前	小倉南区津田四丁目564 番1地先から 小倉南区津田四丁目577 番地先まで	1.4 ～ 9.0	377.7

		後	小倉南区津田四丁目 5 6 4 番 1 地先から 小倉南区津田四丁目 5 7 7 番地先まで	1. 4 ～ 8. 0	377. 8
2 7 4 1	津田 2 0 号線	前	小倉南区津田三丁目 7 5 9 番 2 地先から 小倉南区津田三丁目 7 2 8 番地先まで	2. 0 ～ 3. 4	82. 4
		後	小倉南区津田三丁目 7 5 7 番 2 地先から 小倉南区津田三丁目 7 2 8 番 1 地先まで	2. 0 ～ 4. 5	82. 8
2 7 4 3	津田 2 2 号線	前	小倉南区津田三丁目 7 5 0 番地先から 小倉南区津田三丁目 7 5 9 番地先まで	2. 0 ～ 5. 0	138. 0
		後	小倉南区津田三丁目 7 5 0 番地先から 小倉南区津田三丁目 7 5 9 番 1 地先まで	2. 0 ～ 4. 7	138. 2
2 9 5 0	長尾 1 3 号線	前	小倉南区長尾四丁目 2 6 0 4 番 8 地先から 小倉南区長尾四丁目 2 6 0 4 番 1 5 地先まで	5. 5 ～ 6. 0	57. 2
		後	小倉南区長尾四丁目 2 6 0 4 番 8 地先から 小倉南区長尾四丁目 2 6 0 3 番 3 地先まで	5. 9 ～ 6. 1	91. 2
2 9 5 7	長尾 2 0 号線	前	小倉南区長尾二丁目 3 0 4 番 1 地先から 小倉南区長尾四丁目 2 5 9 9 番 3 地先まで	5. 8 ～ 9. 2	592. 6

		後	小倉南区長尾二丁目 304 番1地先から 小倉南区長尾四丁目 259 9番3地先まで	5.9 ～ 9.2	606.4
2963	長尾2 6号線	前	小倉南区長尾四丁目 105 8番18地先から 小倉南区長尾四丁目 260 5番2地先まで	5.0 ～ 6.9	454.0
		後	小倉南区長尾四丁目 105 8番18地先から 小倉南区長尾四丁目 260 5番2地先まで	5.0 ～ 7.0	454.1
2972	長尾3 5号線	前	小倉南区長尾四丁目 259 7番14地先から 小倉南区長尾四丁目 259 7番4地先まで	5.0 ～ 5.4	60.0
		後	小倉南区長尾四丁目 259 7番14地先から 小倉南区長尾四丁目 259 7番4地先まで	5.0	59.4
3739	富士見 5号線	前	小倉南区富士見二丁目 56 6番3地先から 小倉南区富士見二丁目 56 1番2地先まで	11.9 ～ 12.1	92.4
		後	小倉南区富士見一丁目 81 0番13地先から 小倉南区富士見二丁目 56 1番2地先まで	9.6 ～ 11.9	130.6
4511	津田5 4号線	前	小倉南区津田四丁目 417 番地先から 小倉南区津田四丁目 418 番地先まで	3.1 ～ 7.0	97.9

		後	小倉南区津田四丁目 4 1 6 番 1 地先から 小倉南区津田四丁目 4 1 8 番地先まで	1. 8 ～ 3. 3	98. 1
5 0 3 2	高野 2 0 号線	前	小倉南区高野二丁目 1 0 9 3 番地先から 小倉南区高野二丁目 1 0 8 5 番 4 地先まで	5. 0 ～ 7. 1	57. 3
		後	小倉南区高野二丁目 1 0 9 3 番地先から 小倉南区高野二丁目 1 0 8 5 番 3 地先まで	4. 8 ～ 5. 2	57. 1
1 7 8 6	大平 1 5 号線	前	八幡西区大平二丁目 3 9 番 1 0 地先から 八幡西区大平二丁目 1 7 5 3 番 1 3 地先まで	3. 5 ～ 6. 8	162. 1
		後	八幡西区大平二丁目 3 9 番 1 0 地先から 八幡西区大平二丁目 1 7 5 3 番 1 3 地先まで	3. 9 ～ 6. 8	161. 9
2 7 0 6	楠橋 1 0 4 号 線	前	八幡西区楠橋東二丁目 1 1 7 1 番 3 地先から 八幡西区大字楠橋 6 4 7 番 1 地先まで	3. 2 ～ 8. 7	538. 4
		後	八幡西区楠橋東二丁目 1 1 7 1 番 3 地先から 八幡西区楠橋下方一丁目 6 4 7 番 1 地先まで	3. 2 ～ 8. 7	537. 5
2 7 0 8	楠橋 1 0 6 号 線	前	八幡西区大字楠橋 9 9 3 番 3 地先から 八幡西区大字楠橋 9 5 0 番 1 地先まで	1. 7 ～ 6. 8	201. 4

		後	八幡西区楠橋東二丁目 9 9 0 番 1 地先から 八幡西区楠橋東二丁目 9 5 0 番 1 地先まで	1. 7 ～ 6. 8	200. 4
3 1 4 3	木屋瀬 6 3 号 線	前	八幡西区木屋瀬五丁目 1 1 2 番 1 地先から 八幡西区木屋瀬五丁目 1 5 6 地先まで	3. 2 ～ 9. 6	433. 7
		後	八幡西区木屋瀬五丁目 1 1 2 番 1 地先から 八幡西区木屋瀬五丁目 1 5 6 地先まで	3. 2 ～ 9. 6	433. 0
3 1 4 9	木屋瀬 6 9 号 線	前	八幡西区木屋瀬五丁目 1 1 2 番 1 地先から 八幡西区大字野面 5 6 2 番 1 地先まで	3. 2 ～ 9. 3	479. 2
		後	八幡西区木屋瀬五丁目 1 1 2 番 6 地先から 八幡西区木屋瀬五丁目 1 5 5 番 3 地先まで	4. 0 ～ 9. 3	479. 3
4 0 2 0	則松 8 号線	前	八幡西区則松一丁目 2 2 6 7 番 1 地先から 八幡西区則松一丁目 1 7 5 0 番 8 地先まで	3. 9 ～ 8. 4	458. 4
		後	八幡西区則松一丁目 2 2 6 7 番 1 地先から 八幡西区則松一丁目 1 7 5 0 番 8 地先まで	3. 9 ～ 8. 4	458. 8
5 1 3 2	町上津 役西 3 4 号線	前	八幡西区町上津役西四丁目 1 9 3 7 番地先から 八幡西区町上津役西四丁目 2 0 2 7 番 2 地先まで	2. 1 ～ 4. 7	162. 3

		後	八幡西区町上津役西四丁目 1937番1地先から 八幡西区町上津役西四丁目 2027番2地先まで	2.8 ～ 5.1	162.0
5136	町上津役西38号線	前	八幡西区町上津役西四丁目 1916番地先から 八幡西区町上津役西四丁目 3004番1地先まで	4.8 ～ 9.4	397.0
		後	八幡西区町上津役西四丁目 1916番地先から 八幡西区町上津役西四丁目 3004番1地先まで	4.8 ～ 7.4	397.1
1066	一枝25号線	前	戸畠区一枝一丁目27番1 地先から 戸畠区一枝一丁目3番10 地先まで	5.0 ～ 9.7	462.4
		後	戸畠区一枝一丁目27番1 地先から 戸畠区一枝一丁目3番10 地先まで	5.0 ～ 9.7	464.2
1067	一枝26号線	前	戸畠区一枝一丁目9番地先 から 戸畠区一枝一丁目27番3 地先まで	5.9 ～ 6.0	120.5
		後	戸畠区一枝一丁目9番1地 先から 戸畠区一枝一丁目27番3 地先まで	8.6 ～ 13.0	123.0

北九州市告示第33号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり令和8年2月9日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和8年2月9日

北九州市長 武内和久

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
2563	原町別院 2号線	門司区原町別院14番1地先から 門司区原町別院13番4地先まで
2571	原町別院 10号線	門司区原町別院12番23地先から 門司区原町別院15番19地先まで
2573	原町別院 12号線	門司区原町別院13番1地先から 門司区原町別院12番24地先まで
742	高峰町板 櫃町1号 線	小倉北区高峰町11番1地先から 小倉北区板櫃町31番13地先まで
743	緑ヶ丘井 堀1号線	小倉北区緑ヶ丘一丁目2405番2地先から 小倉北区井堀二丁目11番29地先まで
2421	高峰町4 号線	小倉北区高峰町2番19地先から 小倉北区高峰町21番7地先まで
2861	南丘6号 線	小倉北区南丘一丁目3番1地先から 小倉北区今町三丁目130番1地先まで
3348	南丘31 号線	小倉北区南丘一丁目7番地先から 小倉北区南丘一丁目6番1地先まで
3410	白萩町5 号線	小倉北区白萩町1番23地先から 小倉北区白萩町1番17地先まで

7 5 6	下南方高野1号線	小倉南区下南方一丁目 5 1 9 番 1 5 地先から 小倉南区高野五丁目 1 3 7 0 番 1 地先まで
7 8 8	津田田原1号線	小倉南区津田三丁目 7 7 2 番 2 地先から 小倉南区田原四丁目 8 4 1 番 1 地先まで
1 1 8 2	長行西6号線	小倉南区長尾四丁目 1 0 1 0 番 2 地先から 小倉南区長行西一丁目 2 6 0 7 番 4 地先まで
2 7 2 3	津田2号線	小倉南区津田四丁目 5 6 4 番 1 地先から 小倉南区津田四丁目 5 7 7 番地先まで
2 7 4 1	津田20号線	小倉南区津田三丁目 7 5 7 番 2 地先から 小倉南区津田三丁目 7 2 8 番 1 地先まで
2 7 4 3	津田22号線	小倉南区津田三丁目 7 5 0 番地先から 小倉南区津田三丁目 7 5 9 番 1 地先まで
2 9 5 0	長尾13号線	小倉南区長尾四丁目 2 6 0 4 番 8 地先から 小倉南区長尾四丁目 2 6 0 3 番 3 地先まで
2 9 5 7	長尾20号線	小倉南区長尾二丁目 3 0 4 番 1 地先から 小倉南区長尾四丁目 2 5 9 9 番 3 地先まで
2 9 6 3	長尾26号線	小倉南区長尾四丁目 1 0 5 8 番 1 8 地先から 小倉南区長尾四丁目 2 6 0 5 番 2 地先まで
2 9 7 2	長尾35号線	小倉南区長尾四丁目 2 5 9 7 番 1 4 地先から 小倉南区長尾四丁目 2 5 9 7 番 4 地先まで
3 7 3 9	富士見5号線	小倉南区富士見一丁目 8 1 0 番 1 3 地先から 小倉南区富士見二丁目 5 6 1 番 2 地先まで
4 5 1 1	津田54号線	小倉南区津田四丁目 4 1 6 番 1 地先から 小倉南区津田四丁目 4 1 8 番地先まで
6 3 5 1	長尾60号線	小倉南区長尾四丁目 2 6 0 2 番 1 0 地先から 小倉南区長尾四丁目 2 6 0 2 番 7 地先まで
6 3 5 6	高野28号線	小倉南区高野四丁目 1 4 8 6 番 1 3 地先から 小倉南区高野四丁目 1 4 8 6 番 9 地先まで

6 3 5 7	津田 7 0 号線	小倉南区津田四丁目 5 6 3 番 1 地先から 小倉南区津田四丁目 5 6 3 番 1 0 地先まで
6 4 1 4	高野 2 9 号線	小倉南区高野二丁目 1 0 9 1 番 7 地先から 小倉南区高野二丁目 1 0 9 1 番 2 2 地先まで
1 7 8 6	大平 1 5 号線	八幡西区大平二丁目 3 9 番 1 0 地先から 八幡西区大平二丁目 1 7 5 3 番 1 3 地先まで
2 7 0 6	楠橋 1 0 4 号線	八幡西区楠橋東二丁目 1 1 7 1 番 3 地先から 八幡西区楠橋下方一丁目 6 4 7 番 1 地先まで
2 7 0 8	楠橋 1 0 6 号線	八幡西区楠橋東二丁目 9 9 0 番 1 地先から 八幡西区楠橋東二丁目 9 5 0 番 1 地先まで
3 1 4 3	木屋瀬 6 3 号線	八幡西区木屋瀬五丁目 1 1 2 番 1 地先から 八幡西区木屋瀬五丁目 1 5 6 地先まで
3 1 4 9	木屋瀬 6 9 号線	八幡西区木屋瀬五丁目 1 1 2 番 6 地先から 八幡西区木屋瀬五丁目 1 5 5 番 3 地先まで
4 0 2 0	則松 8 号 線	八幡西区則松一丁目 2 2 6 7 番 1 地先から 八幡西区則松一丁目 1 7 5 0 番 8 地先まで
5 1 3 2	町上津役 西 3 4 号 線	八幡西区町上津役西四丁目 1 9 3 7 番 1 地先から 八幡西区町上津役西四丁目 2 0 2 7 番 2 地先まで
5 1 3 6	町上津役 西 3 8 号 線	八幡西区町上津役西四丁目 1 9 1 6 番地先から 八幡西区町上津役西四丁目 3 0 0 4 番 1 地先まで
7 0 3 4	則松 2 0 5 号線	八幡西区則松一丁目 1 7 9 1 番 6 地先から 八幡西区則松一丁目 1 7 9 1 番 1 2 地先まで
7 0 9 0	楠橋東 3 号線	八幡西区楠橋東二丁目 9 6 7 番 6 地先から 八幡西区楠橋東二丁目 9 6 7 番 4 地先まで
7 0 9 4	町上津役 西 5 3 号 線	八幡西区町上津役西四丁目 2 0 1 5 番 2 地先から 八幡西区町上津役西四丁目 2 0 0 5 番 2 8 地先まで

7095	町上津役 西54号 線	八幡西区町上津役西四丁目2005番19地先から 八幡西区町上津役西四丁目2005番23地先まで
7111	町上津役 西55号 線	八幡西区町上津役西三丁目1755番1地先から 八幡西区町上津役西三丁目1758番2地先まで
7148	木屋瀬1 11号線	八幡西区木屋瀬五丁目118番4地先から 八幡西区木屋瀬五丁目107番1地先まで
1066	一枝25 号線	戸畠区一枝一丁目27番1地先から 戸畠区一枝一丁目3番10地先まで
1067	一枝26 号線	戸畠区一枝一丁目9番1地先から 戸畠区一枝一丁目27番3地先まで

北九州市公告第93号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8年2月9日

北九州市長 武内和久

1 委託内容

- (1) 業務名 令和8年度領収済通知書保管集配業務
- (2) 履行の内容等 仕様書等で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所 仕様書等で定めるとおり
- (5) 入札方法

ア 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 電送及び郵送による入札は、認めない。

ウ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

エ 入札執行回数は、2回を限度とする。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 入札を行おうとする委託契約と類似する業務について、この公告の日前2年間に、国、地方公共団体等の官公署から受託した実績があること。
- (4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札の手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市会計室

イ 日時 この公告の日から令和8年2月17日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札関係資料の交付方法 前号の場所及び日時において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時 入札説明会は行わない。

(4) 入札に参加するための要件等

ア この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに競争参加申出書を提出しなければならない。

イ 競争参加申出書の提出は、所定の様式を持参又は郵送することにより行わなければならない。

(5) 競争参加申出書を提出する場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市会計室

イ 期間

(ア) 持参の場合

この公告の日から令和8年2月17日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(イ) 郵送の場合

書留郵便で令和8年2月17日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室

イ 日時 令和8年2月24日午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申出書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- エ その他入札の条件に違反した入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。また、所定の回数で落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約に移行する。

(5) この契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市会計室

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2513

FAX 093-581-2490

北九州市公告第94号

一般競争入札により、北九州市営住宅コインパーキング設置事業者賃貸借契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年2月9日

北九州市長 武内和久

1 調達内容

- (1) 契約の名称 北九州市営住宅コインパーキング設置事業者賃貸借契約
- (2) コインパーキングを設置する団地名 北九州市営住宅本城団地
- (3) 履行の内容等 仕様書に定めるとおり
- (4) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。ただし、翌年度以降も1年間単位での更新を可能とし、最長5年（令和13年3月31日まで）の継続使用ができる。
- (5) 履行場所 北九州市の指示する場所
- (6) 入札方法

ア 総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とする。

イ 電送及び郵送による入札は、認めない。

ウ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書に代理人の記名押印が必要である。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) コインパーキング施設の設置・運営業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有する者であること。
- (4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札の方法等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市都市整備局住宅部住宅管理課

イ 日時 公告の日から令和8年2月16日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午前12時まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 募集要項等の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。電子メールでの送付を希望する場合は、北九州市都市整備局住宅部住宅管理課に問合せのこと。

(3) 入札説明会 実施しないものとする。

(4) 質問の方法 令和8年2月16日午後5時までに、北九州市都市整備局住宅部住宅管理課へ電子メール又はファックスの方法で行うこと。

なお、それ以外の方法によるものは受け付けない。また、いずれの方法による場合も、電話で到達の確認を行うこと。

(5) 競争参加の申請書等の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和8年2月16日までに入札参加申請書等を北九州市都市整備局住宅部住宅管理課に提出しなければならない。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 入札日時 令和8年2月24日（火）午前11時

イ 開札日時 入札締切り後直ちに行う。

ウ 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第5入札室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札貸付料（年額）の6か月分以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約貸付料（年額）の6か月分以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最高の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市都市整備局住宅部住宅管理課

郵便番号 803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2862

ファックス 093-582-4021

北九州市公告第95号

一般競争入札により、北九州市営住宅コインパーキング設置事業者賃貸借契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年2月9日

北九州市長 武内和久

1 調達内容

- (1) 契約の名称 北九州市営住宅コインパーキング設置事業者賃貸借契約
- (2) コインパーキングを設置する団地名 北九州市営住宅ときわ台団地及び吉田団地並びに本城西団地
- (3) 履行の内容等 仕様書に定めるとおり
- (4) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。ただし、翌年度以降も1年間単位での更新を可能とし、最長5年（令和13年3月31日まで）の継続使用ができる。
- (5) 履行場所 北九州市の指示する場所
- (6) 入札方法
 - ア 総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とする。
 - イ 電送及び郵送による入札は、認めない。
 - ウ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書に代理人の記名押印が必要である。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) コインパーキング施設の設置・運営業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有する者であること。

(4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札の方法等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市都市整備局住宅部住宅管理課

イ 日時 公告の日から令和8年2月16日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午前12時まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 募集要項等の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。電子メールでの送付を希望する場合は、北九州市都市整備局住宅部住宅管理課に問合せのこと。

(3) 入札説明会 実施しないものとする。

(4) 質問の方法 令和8年2月16日午後5時までに、北九州市都市整備局住宅部住宅管理課へ電子メール又はファックスの方法で行うこと。

なお、それ以外の方法によるものは受け付けない。また、いずれの方法による場合も、電話で到達の確認を行うこと。

(5) 競争参加の申請書等の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和8年2月16日までに入札参加申請書等を北九州市都市整備局住宅部住宅管理課に提出しなければならない。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 入札日時 令和8年2月24日（火）午前10時30分

イ 開札日時 入札締切り後直ちに行う。

ウ 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第5入札室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札貸付料（年額）の6か月分以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約貸付料（年額）の6か月分以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最高の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市都市整備局住宅部住宅管理課

郵便番号 803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2862

ファックス 093-582-4021

北九州市交通局管理規程第1号

北九州市交通局旅費規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年2月9日

北九州市交通局長 白 石 基

北九州市交通局旅費規程の一部を改正する規程

北九州市交通局旅費規程（昭和45年北九州市交通局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「勤務する職員」の次に「（以下「職員」という。）」を加え、「（以下「職員等」という。）」を削る。

第2条を次のように改める。

（貸切勤務者の旅費）

第2条 貸切勤務に従事する職員（添乗員を含む。）の旅費の額及び支給基準については、管理者が別に定める。

第3条から第6条までを削る。

第7条中「職員等の旅費に関しては」を「旅費の取扱いについては」に改め、「。以下「旅費条例」という。」を削り、同条を第3条とする。

付 則

（施行期日）

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行に関し必要な経過措置は、管理者が別に定める。